

とつかわ

村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を育みましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

平成23年 No.595

1月 睦月・むつき (January)



主な内容

新年のあいさつ P2~P3

議会だより・税の作文・カメラスケッチ・人事行政の公表 P4~P11

お知らせ・民生児童委員・地域雇用創造協議会・介護保険会計決算... P12~P15

国保だより・保健だより・国民年金・人のうごき P16~P19

むらづくりのキャッチフレーズ 「心身再生の郷」

新年の ごあいさつ

村の資源に付加価値をつけ
木材の利用・林業の振興を推進します



十津川村長
更谷 慈 禧

新年あけましておめでとうございます。皆様には輝かしい新春をお迎えのこと心からお慶び申し上げます。平素は、村政伸展に多大のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年、置村120年の節目の年で、水害慰霊碑の建立や十津川郷土展など、先人の功績に思いをはせる取り組みを行いました。一方、経済大国となった日本では、大切な心を何処かに置き忘れたような不安さがあり、先人から守り続けてきた「魂」や「心」を置き去りにしてしまっているような気がしています。十津川の誇りを胸に、村政の諸課題に取り組んでいきたいと考えています。

さて、国道168号は、村民の生活・経済基盤を支える「命の道」です。奈良県ではこの国道168号の整備につい

て、国に対しても整備事業費の県負担を行うて整備促進していくと明言していただきました。村民の皆さんの生活を守り、経済基盤の整備を図るため、今年も国・県に対して強く訴えていきます。

林業では、村の木材を活用するにあたり、製材や乾燥などを行う木材加工流通施設が森林組合により整備されます。この施設の整備で、付加価値のある木材製品の生産・販売が可能となり、村の木材需要の拡大が期待されます。また、村有林で持続可能な森林経営を行い、二酸化炭素を吸収することの認証を受け、企業に吸収量を販売し、その資金で森林経営を行う「カーボン・オフセット」制度に取り組んでいきたいと考えています。

また、福祉の面では、更なる福祉施策の充実を図るため、地域で安心して暮らすことのできる「中間施設(安心拠点)」の整備に向けて村民の皆様のご意見を賜りながら進めていきます。

昨年4月、五條市消防本部への消防事務委託を実施し、12月から北部3区が五條市消防署大塔分署の管轄となりました。南部の4区は、十津川分署(仮庁舎を整備して、今年12月からの対応を予定しています。村民の皆様の安心安全に資するものと考えます。

産業の振興、教育・福祉の充実等を図る村政を推進して参りますので、本年も皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶いたします。

昨年1年間の村の出来事

【1月】

3日 成人式で43人が大人の仲間入り

10日 第56回十津川村駅伝大会(上野地〜西川中)

18日 消防出初式(村消防団・南吉野支部連合)

21日 地域の資源を活かした村おこしフォーラム
(ホテル昴)

26日 第1回臨時会

31日 昴の郷マラソン大会(約400人が参加)

【2月】

24日 第2回臨時会

新中学校校名が「十津川中学校」に決定

【3月】

6日 市町村対抗子ども駅伝大会

8日 第1回定例会(8日〜16日)
(鴻ノ池陸上競技場)

20日 北部3小学校閉校

(20日三村小・21日上野地小・22日二村小)

26日 汚泥再生処理センター稼働

28日 中山間地のまち・むらづくりフォーラム
(住民ホール)

【4月】

上旬 十津川中学校建設に着手

6日 十津川第一小学校開校・通学バス運行開始

【5月】

7日 第3回臨時会(副議長の選出など)

8日 小辺路リレーウォーク(高野山〜三浦)

30日 第33回子ども会大会(体育文化センター)

【6月】

6日 西川第一小・校舎移設に伴う最後の運動会

7日 村のマスケットキャラクター「郷土くん」

お披露目(県庁記者クラブ)

新年

積極的に議会改革を推し進め 開かれた議会を志向します



十津川村議会議長
松 實 豊 隆

新年 あけまして

おめでとつございませう。

皆様には健やかに新年をお迎えになりましたこと心からお慶び申し上げます。

また、平素から議会ならびにその活動に対しまして、格段のご理解と絶大なるご協力を賜っておりまことに謹んで厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、国内外ともに誠に多難な年でありました。

国外では11月、北朝鮮が韓国に対し、砲撃を行い、民間人にまで死者を出す惨事となりました。朝鮮半島情勢に緊張の度合いが増してきており、これは我が国にとっても

決して対岸の火事ではございませぬ。今後も、注視していかなくてはならないことと言えます。

国内においては、景気の先行きに明るい兆しが見えないまま、一年が過ぎ去つてしまいました。企業の倒産や経営合理化の為のリストラによる失業者の増など生活に対する不安要素が取り除かれることがなく、消費は一部の業種を除いて冷え込む一方の状況です。

このような状況の中、林業振興、医師確保を始めとする安心・安全な生活基盤の確保など、本村がこれから歩む道筋をしっかりと見定め、行政と議会が互いに協力しあい、村政進展に向けて全力を傾注する覚悟を新たにしているところであります。

私たち議員は、先の定例会で可決成立しました議会基本条例のもと、議会報告会などを行う予定としております。積極的に議会改革を推し進め、開かれた議会を志向し、村民生活の更なる安定向上に向けて、今後一層の研さんを積み、皆様のご期待に応えられるよう努力してまいります。

どうか本年も相変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますと、本年もより良き年でありますよう、皆様のご多幸とご健康を心からお祈り申し上げます。して新年のご挨拶いたします。

12日 小辺路リレーウォーク(三浦く本宮大社)

13日 平谷小・校舎移設に伴う最後の運動会

14日 第2回定例会(14日・15日)

29日 源泉かけ流し全国温泉サミット(ホテル昴)

【7月】

15日 国民保養温泉地協議会総会(住民ホール)

17日 ジュニアリーダー研修会(曾爾村)

29日 新十津川町の児童生徒が来村(29日～30日)

下旬 ALTのアーサー・リム・バニエスさんが帰国

【8月】

3日 子ども農山村交流プロジェクト(上旬・下旬)

4日 つり橋まつり(上野地駐車場周辺)

20日 水害慰霊祭・置村120年記念式典

21日 ふれあい物語(昴の郷多目的広場)
(古ル野)

下旬 谷瀬の吊り橋ライトアップ

【9月】

1日 ALTにキャサリン・ハートリーさんが赴任

14日 第3回定例会(14日～16日)

27日 日本で最も美しい村連合に十津川村が加盟

【10月】

11日 第64回十津川村体育大会(上野地中学校)

14日 携帯電話エリア拡大(西中地区ほか9地区)

23日 小辺路リレーウォーク(高野山く本宮大社)

【11月】

1日 十津川郷土特別展

(歴史民俗資料館・今年5月31日まで)

第30回十津川村文化祭(3日)

土砂災害防災訓練(神納川区)

21日 小辺路マーケットリアル in 十津川

【12月】

1日 五條市消防署大塔分署拡充運用開始

(北部3区の消防事務を委託する)

14日 第4回定例会(14日・15日)

第4回定例会

議会だより

平成22年十津川村議会「第4回定例会」が12月14日(火)、15日(水)の2日間開かれました。開会日には、更谷村長が提出議案について説明、その後、各会計の補正予算や条例の制定などが慎重に審議され、最終日には、一般質問が行われました。その概要をお知らせします。



専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の9議案について専決処分を報告し、すべて承認されました。

●工事変更請負契約の締結について

■工事名 携帯電話伝送路整備工事
※契約の相手方

株式会社きんでん奈良支店

※変更前請負金額 1億1,025万円

※変更後請負金額

1億146万450円

※変更による減額

878万9,550円

■工事名 十津川村統合中学校敷地造成工事(1工区)

※契約の相手方 田野上・岸尾・阪口

特定建設工事共同企業体

※変更前請負金額 1億5,960万円

※変更後請負金額 1億4,133万円

※変更による減額 1,827万円

■工事名 十津川村統合中学校敷地造成工事(2工区)

※契約の相手方 光和・山一・松尾特定

建設工事共同企業体

※変更前請負金額 1億2,600万円

※変更後請負金額 1億2,768万円

※変更による増額 168万円

●人事院勧告に伴う関係条例の改正について

■十津川村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正しました。

■特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正しました。

■教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正しました。

■一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正しました。

●五條市消防本部への消防事務委託に伴う条例の改正について

■十津川村防災会議条例の一部を改正しました。

■十津川村火入れに関する条例の一部を改正しました。

補正予算

●一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ、4億832万9千円を追加し、総額65億6,373万3千円としました。

●国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ、1,278万9千円を追加し、総額6億1,913万3千円としました。

●国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ、321万5千円を追加し、総額2億2,305万1千円としました。

●介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ、2,983万7千円を追加し、総額5億6,356万7千円としました。

●湯泉地温泉事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ、260万円を追加し、総額1,725万円としました。

条例制定

●十津川村議会基本条例

村民の負託に的確に応え、自主自立の村づくりの推進に寄与することを目的として、議会の責務と議員の活動原則、その他の議会に関する基本的事項を条例で定めました。

●十津川村水力発電施設周辺地域交付金施設整備基金条例

十津川村公共用施設の整備に要する経費に充てるため、国から交付される水力発電施設周辺地域交付金を、金融機関へ預金等の方法で基金として積み立てるため、条例で定めました。

条例改正

●特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正しました。

●十津川村介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法の規定により、十津川村介護認定審査会の委員定数を定めました。

●十津川村障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

障害者自立支援法の規定により、十津川村障害程度区分認定審査会の委員定数を定めました。

契約の締結

●工事変更請負契約の締結について

※工事名

道路改良工事 村道平谷竹筒線

※契約の相手方

太田・今西特定建設工事共同企業体

※変更前請負金額 7,455万円

※変更後請負金額 7,623万円

※変更による増額 168万円

人事

●教育委員会委員の任命について

松實豊繁教育委員が12月20日で任期満了のため、再度、松實豊繁氏の任命に議会の同意を求めました。

意見書

●奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書が提出され、採択されました。

その他

●南和広域連合規約の変更について

出資金を関係市町村及び奈良県に返還するため、規約を変更しました。

●南和広域連合の解散について

「南和広域行政圏計画」及び「ふるさと市町村圏事業」の廃止に伴い、南和広域連合を解散するため、議会の議決を求めました。

●五條・吉野広域行政推進協議会の設置について

南和広域連合の解散に伴い、介護保険制度及び障害者自立支援制度にかかる認定審査事務の共同処理を引き継ぐ、五條・吉野広域行政推進協議会を設置しました。

議会を傍聴してみませんか。

議会は、地方公共団体の議決機関であり、住民の代表機関として、地方公共団体の意思決定をする重要な機関です。

議会の傍聴は村政を知るよい機会です。手続は簡単で、一人でも傍聴できます。

開催日など詳しいことは、議会事務局にお問い合わせください。

(☎0746-62-0002)

一般質問

定例会の15日には、栗栖議員、玉置議員の2名が村政全般について一般質問を行いました。

その内容の一部をお知らせします。

▼質問 田辺市本宮町に高齢者支援ハウスがありますが、近い将来、十津川村にも十津川の高齢者支援ハウスを設置する計画があるのかお伺いします。

▼答弁 本宮町のような支援ハウスがあれば良いのではないかと考えています。現在、役場関係各課と高森の郷や社会福祉協議会、福祉の団体の方々と話し合っています。「自宅と高森の郷との間に支援ハウス(中間施設)ができないのか。そこへ行くことでお年寄りのみなさんのやりがいや生きがいを起こせないだろうか。その中でもどうしても食事の段取りができないだとか、あるいは体調が悪いときなどには部屋があつて、地域でみなさんを見ていこうじゃないか」など、介護保険に跳ね返らないようなそういう施策が打てたらと考えています。

お年寄りの方たちには生き抜いてきた知恵や技術があります。「その知恵や技術を活用して物を生産しお金に換金してもらうなど、生きがいややりがいが提供できる場所で、そこに一部屋、体調が悪いときなどには寝ることができ、それを地域

の人たちが診て、そこへ誰か支援ができるヘルパーさんを配置したらどうだろうか」と協議会を立ち上げ構想を練っています。そうすることで安心して生活できるのではないかと考えています。

特に十津川村は日本一広い村で高齢化が進んでいます。7つの区ごとにそういうものがあれば良いのではないかと、そこでそれを新しく建てるのではなく現在ある建物、例えばこれから学校統合が始まる中で学校や先生方が住んでいた宿舍、また空き家の活用ができないかなどを考えています。そんな中で地域のコミュニティや支え合う方式を作っていくことが安心して暮らしていきたい村につながるのではないだろうか。そのことで個人は個人として自分でできることはしてもらって、どうしてもお金のいるものは村が支援させてもらう、そんな仕組みをつくりたいと考えています。

▼質問 自治医大出身の医師による2診体制が内定したと聞いていますが、拠点は、小原診療所と上野地診療所になるのでしょうか。看護師増員も含めた医師

の確保についてどのようにお考えなのかお伺いします。

▼答弁 平成23年4月から自治医科大学卒業医師2名の派遣内定を受けました。

診療体制については、小原診療所を拠点として2診制を導入したいと考えています。これは、小原診療所の日々の患者が多く、また夜間の先生の呼び出しが大変多いためです。平成21年度で、小原診療所の先生の夜間の呼び出しは240件です。非常に過酷であるため、小原診療所に2診制を導入して、週に3日程度午前中に2診制を入れたいと協議をしますが、派遣される医師2名の研修先の病院や研修日はまだ決まっています。小原診療所と上野地診療所の診療体制が決まるのは、もう少し先になると思います。

また看護師の体制は、現在5名です。内1人が産休で休んでいますので、臨時職とあわせて5名で対応しています。今度、2診制になりますと看護師についても、小原診療所を拠点として働いていただく形になると思います。

▼質問 森林保育事業の必要性や今後の取り組みについてお伺いします。

▼答弁 村内の平成21年度の森林保育事業の実績は、搬出間伐が面積で約9畝、事業費で500万円、切り捨て間伐

が面積で約1,020畝、事業費で2億2,200万円となっています。

国の森林保育事業の方針は、施業の効率化・集約化を促すため、面的にまとまりをもった施業を補助対象とし、搬出間伐を支援するものとなっています。補助対象の条件は、年間5畝以上の間伐面積で、搬出量が1畝あたり10㎡以上と想定されています。林地区の木材加工流通施設を起爆剤として、村内林業の活性化に取り組んでいるところですが、これには山から木材を出してこる必要があります。このため、村では、低コスト作業道の研究やスイングヤーダの購入、境界明確化などの支援に取り組んでいるところです。これらの村の支援と国庫補助金の活用により、村の林業の活性化に結び付けばと考えています。

持続可能な林業経営をしていくためには、年間どれだけの伐採搬出ができて、何人の雇用が必要か、木を出すだけでなく、加工や品質管理をして、安定供給できる仕組みを村の中で何㎡できるのか、という計画や目標を立てたいと考えています。

また、山主に山を手入れするという意識を持ってもらうためには、山主への支援が必要と考え、同時に木材の搬出、機械化の支援も必要と考えています。そして、木材に付加価値を付け、木材の単価を上げ、村の中にお金を落とすしていく。こういう仕組みづくりを念頭においてやっていきたいと思っています。

中学生の税についての作文

十津川村長賞 上野地中学校 3年 福井 千夏さん

「税金のありがたさ」

私は、あまり税金について考えたことはありません。だけど、部活の行き帰りのバスや遠征に行った時の食事代や宿泊の代金は、国民の人が消費税や税金で納めたものです。いつもあまり気にしていなくて、「食事代、ただやん。」とっていました。お金の額をあまり気にせず、たくさん食べていました。

また、学校の電気も扇風機も水も全て税金です。電気をつけっぱなしにしたり、扇風機も回しっぱなしにして教室を出してしまう時もありました。これからは、気をつけていきたいです。

学校の授業の時に使う教科書も税金です。いつも当たり前にもらっていました。それと授業の時には欠かせないチョークもそうです。あと、学活の時間によく使う画用紙やマジック、プリントなども税金から出しています。

村の学校で使っている机やイスは、十津川村が私たちのために作ってくださったものです。村のひのきを使って作ってくれました。幅も広く、とても使いやすいです。立派な机やイスで勉強ができてすごくうれしいです。これからも大切にしていきたいです。

私たちの身の周りには、国民のみなさんが納めてくれた税金を使ったものがたくさんあるということが分かりました。いつもあまり気にかけていなくてもつたないことをたくさんしていました。しかし、これからは、学校のものを大切にしたり、紙などを無



駄に使ったりしないようにしていきたいです。もつと物を大切にしたら税金を無駄使いしないですむと思います。国民のみなさんが一生懸命働いて納めた税金を正しく使っていきたいとも思いました。これからは、税金を大切に使っていきます。今、私は、大人の人たちが納めてくれた税金でいろいろなことをしているということが分かりました。だから、今度は、「私が大人になった時に納めた税金で子どもたちの役に立てられたらなあ」と思いました。私は、この作文を書く前まで税金ということを全然考えていなくて、税金ってなんだろうと思っていました。だけど、税の作文を書いていたら段々分かってきて、税金って私たちのためにあるんやあと思えました。この作文を書いたことによって税金の有り難さがやつと分かった気がします。税金を納めてくれてる国民のみなさんに感謝したいです。

「税についての作文」

全国納税貯蓄組合連合会並びに国税庁が募集した「税についての作文」で、村内から2名の生徒が入賞しました。(敬称略)

○十津川村長賞 「税金のありがたさ」
上野地中学校 3年 福井 千夏

○吉野税務署長賞 「人々の大切な税金」
十津川高等学校 1年 蔭地野 健太

※吉野税務署長賞の作品は、来月号に掲載します。

税の申告はお早めに!

2月16日(水)から

3月15日(火)まで

所得税の確定申告と村・県民税の申告が始まります。

例年、期間満了日が近づくと、窓口が大変混み合いますので、申告はお早めをお願いします。

財政課税務係 ☎0746(62)0903

11/25

避難時は、腰を低くして

十津川第一小学校避難訓練

11月25日午前10時、十津川第一小学校で「家庭科室から出火した」と想定して避難訓練が行われました。全学年の児童は担任の先生に誘導され非常階段などを使い、口をハンカチなどで押さえ、低い姿勢で迅速にグラウンドに避難しました。

また、グラウンドでは、地元消防団と本部分団による放水訓練を見学したり消火器を使った消火訓練を行ったりしました。日頃目にするのではない消防ポンプ車に児童も大喜び。消防団員から消防ポンプ車の説明を受けた後、運転席に座らせてもらったりしていました。



11/25

質疑応答にも的確に対応

中高一貫教育合同発表会

11月25日、十津川高等学校で十津川地域中高一貫教育「ふるさと学・吉野熊野学」合同発表会が行われました。この合同発表会は、毎年行われているもので、連携型中高一貫教育をすすめる村内の4中学校と十津川高等学校が「ふるさと学・吉野熊野学」に取り組んだ成果を発表するものです。

舞台上では、各学校の代表の班の研究発表が、また舞台下ではその他の班の研究した結果が掲示されていました。各班の研究結果に感心させられることが多く、質疑応答にも的確に答えているところが印象的でした。



〈各校の発表テーマ〉 上野地中学校:上野地中学校の歴史 折立中学校:木と生きる
西川中学校:西川のメダカとサワガニ 小原中学校:よみがえるちゃんちゃんクラブ
十津川高等学校:高森の郷の体験をとおして

12/10

大切です。指差し確認！

労働災害防止講演会

12月10日、十津川村住民ホールで村内の建設業や林業に従事している方々が参加して、労働災害防止講演会が行われました。

講演会では、大淀労働基準監督署の担当官から、現場での気の緩みから怪我につながるなど安全管理や対策方法について説明を受けました。また、安全管理指導専門家の園田洋子さんからは、「建設業・林業における危険予知訓練の実際」と題して講演がありました。

園田さんは、「どのような労働災害保険に入るよりも、無料で安全率が上がる方法がある。それは、『指差し確認』です」と単純で明快なお話がありました。参加者は、日頃の危険と隣り合わせであることを再認識し、安全管理の話に熱心に耳を傾けていました。



カメラスケッチ

12/12 オンリーワンのしめ縄 中十津川健全育成会～しめ縄作り～

12月12日、小原中学校体育館で中十津川健全育成会による「しめ縄作り」が行われました。子どもから大人まで約40人が参加し、お店では買えないオンリーワンのしめ縄を編みました。しめ縄を編めたことがない子どもたちも大人から教わりながら作業を進めました。

しめ縄を編めた後、編み始めの太い方を右にして飾るなどの説明や見本を見ながら、自分のしめ縄にあった大きさの四手やだいたい、裏白、ゆずり葉などを飾りつけました。

1本編うのに時間がかかること、また大変な労力があることを、このしめ縄作りを通じて子どもたちにも感じてもらったことでしょう。



12/15

痛みが和らぎ最高!!

温泉で健康づくり体験
十津川村・田辺市(観光圏事業)

12月15日に昴の郷温泉プールで、温泉療法研究家の杉本錬堂さんを招き、温泉プールを活用した健康づくり体験が行われました。

体験では、腰痛・膝痛がある方や体に痛みのある方が、指導を受けながら教えてもらったツボを押しました。

参加者の中には、毎回この体験に参加している方もいて、「痛みが和らぐなど、効果がある」と大好評でした。また、この体験は翌日の16日と18日にも行われました。



住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅火災による死者の低減を図るため、消防法が改正され、平成18年6月以降(既存の住宅の場合は平成21年6月以降)にすべての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器とは、火災による煙や熱を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせるものです。

全国的に住宅火災による死者の半数以上が高齢者で、住宅火災により亡くなった人の5割が「発見の遅れ」によるものです。火災を早期に発見することで、初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減します。まだ設置されていない方は、早急に住宅用火災警報器の設置をお願いします。

悪質訪問販売
が発生しています!



住宅用火災警報器などの販売を勧める悪質な訪問販売が発生しています。消防署が特定の業者に販売を依頼したり、



直接販売することはありませんので、みなさんご注意ください。

五條市消防本部

村の人事行政の運営などの 状況を公表します

村民のみなさんに村の人事行政運営などについてご理解をいただくため、「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

お問い合わせ：総務課庶務係

☎0746-62-0001 内線211

●ラスパイレース指数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	平成20年	平成21年
十 津 川 村	93.5	92.9
全 国 町 村 平 均	94.2	94.6
地方公共団体平均	98.7	98.5

注 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

●昇給期間短縮の状況

区 分	平成20年度	平成21年度
職 員 数 A	128	121
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員 B	—	—
比 較 B/A	—	—

注 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

●年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
職員数	2	3	7	12	17

区 分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳
職員数	15	5	9	21	20

区 分	56～59歳	60歳以上	計
職員数	6	—	117

●職員の勤務条件、休憩の概要 (平成22年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

●職員の総数 (各年4月1日現在)

区 分	平成20年度	平成21年度
職員定数	154	154
職 員 数	128	121

●全職員の平均年齢

区 分	平成20年度	平成21年度
平均年齢	42歳5月	41歳11月

●採用者の状況

区 分	平成20年度	平成21年度
採 用 者	0	3

●退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。
 ※定年退職：定年(60歳)により退職する場合
 ※定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合
 ※自己都合退職：本人の都合により退職をする場合
 ※その他：死亡による退職など

●事由別退職者数 (平成21年度)

区 分	定 年	定年前早期退職	自己都合退職	その他
一般行政	5	1	1	0
特別行政	—	—	—	—
公営企業	—	—	—	—

●再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、再任用は行っていません。

●職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

●職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付(保健・休業・災害・付加)並びに長期給付(年金)を受けることができます。なお、給食調理員は公立学校共済組合に加入しています。

※村の職員が公務による災害で病気になったり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

●公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求また不服の申し立てを行うことができます。

平成21年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

●職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

平成21年度中の懲戒処分、分限処分はありません。

●職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成21年1月から12月までの平均取得日数は、12日です。

●病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

平成21年1月から12月までの取得者は、23人です。

●特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏期休暇	5
子の看護休暇	5

●職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は30分単位で取得することができます。

平成21年1月から12月までの育児休業取得者数は、10人です。

●職員の研修状況

研修名	人数
公共用地取得の法律と税務実務	1
広報研修(基礎講座)	2
地方公務員のための給与実務入門	1
不動産登記実務講座	1
「複式簿記」入門講座	1
係長研修	3
契約事務研修(基礎)	1
地方公共団体における契約(工事)事務	1
市町村新規採用職員研修	3
新任課長補佐級職員研修	3
税務職員(初任者)研修	2
法制執務研修	11
人間関係向上研修会	42
「公会計制度について」の職員研修会	57



★日曜診療当直医★

	1月			2月		
	16	23	30	6	13	20
上野地診療所			●			
小原診療所		●		●		●
中川医院	●				●	

※診療時間は午前9時30分から午後4時30分です。

※変更となる場合がありますので、前日の無線放送を聞いてください。

Information
インフォメーション

役場 ☎62-0001(代表)
役場IP電話 ☎050-5004-6720
☎050-5004-6721
☎050-5004-6722

総務課 ☎62-0001
議会事務局 ☎62-0002
教育委員会 ☎62-0003
村づくり推進課 ☎62-0004
農林課 ☎62-0005
住民課 ☎62-0900

☎62-0901
☎62-0902
☎62-0903
☎62-0904
☎62-0905
☎62-0906

出納室 ☎62-0907
生活環境課 ☎62-0907

教育委員会 ☎62-0067
衛生センター ☎63-0391
し尿処理場 ☎63-0291
小原診療所 ☎63-0040
上野地診療所 ☎68-0207
森林館(古ノ野) ☎62-0567
道の駅十津川郷 ☎63-0003
観光協会 ☎63-0200
泉湯 ☎62-0090
滝の湯 ☎62-0400
庵の湯 ☎64-1100
歴史民俗資料館 ☎62-0137
体育文化センター ☎63-0067
温泉プール ☎64-0762
社会福祉協議会 ☎64-0666
十津川警察署 ☎63-0110
五條土木上野地 ☎68-0336
高森の郷 ☎64-1600
北部保健センター ☎68-0017
森林組合 ☎64-0301
商工会 ☎62-0132

危険物取扱者試験

危険物取扱者試験(甲種、乙種1) 6類、丙種)が次のとおり行われます。

◆試験日: 2月20日(日)

◆場所: 天理大学

(天理市杣之内町1050)

◆願書受付期間

1月11日(火)~18日(火)

(持参による受付は平日のみ)

◆願書受付場所

〒630-8301

奈良市高畑町1116-6

なら土連会館3階

(財)消防試験研究センター奈良県支部

※願書は、十津川村役場及び五條市消防本部で配布しています。

◆お問い合わせ

(財)消防試験研究センター奈良県支部

☎0742(27)5119

(平日の午前9時から午後5時まで)

十津川村優良特産推奨品募集

十津川村優良特産推奨品審査会では、村内で生産・加工された特産品の中で、十津川村らしい郷土色豊かな特産品を選定し、村の「優良特産推奨品」として村外に広く推奨しています。

推奨期間は3年で、期間が満了した時は、再び審査会で審査を受ける必要があります。新製品やこれまで審査を受けていない特産品についても、幅広く募集しますので、この機会にぜひご応募ください。

◆日時: 2月22日(火)

◆場所: 役場 第3会議室

◆お問い合わせ

村づくり推進課

☎0746(62)0004



十津川中学校の
校章デザインが決定!

昨年7月に十津川中学校の校章デザインを募集したところ、41点の応募がありました。

学校統合推進特別委員会が最終審査を行った結果、下記の作品が最優秀賞に選ばれ、また優秀賞2点も選ばれました。最優秀賞に選ばれた玉置さんの作品は、「村章の菱十を象り、村内の学校の統一感を表現した。背景には青く澄んだ空のような清き心で多感な中学校生活を送ってもらいたいと青色をイメージ」されたそうです。

今回の募集には、村内の方々や村内の中学生などからたくさんの応募がありました。応募していただいたみなさんありがとうございました。

【十津川中学校の校章】



【審査結果】

◎最優秀賞

玉置 剛児さん
(大字平谷)

◎優秀賞

奥野 和夫さん
(神奈川県横須賀市)

工藤 和久さん
(青森県弘前市)

新

民生児童委員が決まりました。

昨年12月1日に民生児童委員の一斉改選が行われ、厚生労働大臣から次の方々が委嘱されました。ご家庭での生活上の困ったこと、悩みごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

◆各地区の民生児童委員は次のとおり【敬称略】

(委嘱期間 平成22年12月1日～平成25年11月30日)

担当地区	氏名	住所	電話番号
長殿、沼田原	辻村 計文	沼田原	0747(36)0214
旭、宇宮原(田長瀬)	中西 祥夫	旭	0746(68)0124
上野地、谷瀬、宇宮原	坂口ひろみ	谷瀬	0746(68)0300
林、高津、上野地(河津谷、月谷)	高田貴美子	高津	0746(68)0065
内野、山天、三浦、五百瀬、杉清	植田 眞子	三浦	0746(67)0111
川津、風屋	風川ひとみ	風屋	0746(67)0305
滝川、内原	安田 洋子	滝川	0746(67)0214
野尻、山崎、池穴	二村 常暖	山崎	0746(67)0052
小井、湯之原	松本いさ子	小井	0746(63)0174
小森、小原、武蔵	今中 勉	武蔵	0746(63)0070
高滝、小川、大野	温井 潔	大野	0746(62)0252
上葛川、東中	中 幸久	上葛川	0746(69)0133
神下、玉置川	西 淳良	神下	0746(69)0006
竹筒	岡 文子	竹筒	0735(46)0320
折立、山手谷、榎原(河之平)	丸谷 榮子	折立	0746(64)0648
込之上、猿飼	丸田 定敏	込之上	0746(64)0888
那知合、谷垣内、山手	中 絹代	那知合	0746(64)0031
平谷、榎原、山手(片谷)	上北 卓雄	平谷	0746(64)0866
桑畑、七色、山手谷(二津野)	中島八重子	桑畑	0746(64)0878
重里、永井、出谷(松柱)	大谷 平枝	出谷	0746(64)0208
西中、玉垣内、今西	光野 秀夫	玉垣内	0746(66)0245
小山市、小坪瀬、迫西川	中村 英機	小坪瀬	0746(66)0074
出谷、上湯川	浦 寛	出谷	0746(64)0343
(主任児童委員)	平瀬 肇万	武蔵	0746(62)0184
中野村区、神納川区、二村区、三村区	谷向 彩	平谷	0746(64)0262
東区、四村区、西川区			

※平成22年11月30日付で退任された
民生児童委員(敬称略)

住所	氏名
谷瀬	馬場 良男
上葛川	玉置 敏弘
谷垣内	田花三十三
小山市	大谷 長廣

ありがとうございました。

商工会珠算検定の結果

(敬称略)

11月に全国で商工会珠算検定試験が行われました。

村内では、十津川第一小学校、平谷小学校、西川第一小学校の3会場で行われました。

◆第159回商工会珠算検定
(受験者26名中 合格者7名)

- 3級 深瀬 優理(西川第一小学校)
- 3級 玉置 東成(平谷小学校)
- 4級 森 一葉(平谷小学校)
- 5級 谷向 秀斗(平谷小学校)
- 5級 杉本 朋(平谷小学校)
- 7級 宇城 慎吾(平谷小学校)
- 7級 宇城 美咲(平谷小学校)

村を元気にするために 地域雇用創造協議会（第4回）



【発信】
地域雇用創造協議会事務局
住所：十津川村小原225-1
十津川村役場
村づくり推進課内
電話：0746-62-0004
(内線：235・236・237)

せせらぎの里で満腹！ごはん

11月末の週末、大野の「せせらぎの里」で遊んできました。アヒル大好き！和田です。

「ここでの食事は参加型。竹筒で炊くアマゴご飯の火加減、炭火でじっくり焼くアマゴの塩焼き、それぞれ担当する人をご主人に任命されます。

アマゴは全く臭みがなく、お刺身はサーモンみたいな色と味で感動！

前倉さんが育てた原木しいたけの網焼き(岩塩をふりかけて食べる)も絶品でした。

お腹がはちきれそうなほど、おいしいものを楽しく食べて、いい思い出になりました。



12月6日に農業体験座談会を開催しました(武蔵地区)

以前より、ボランティアで学生などの農業体験を何度か受け入れたことがある武蔵地区。昼間是一緒にお茶摘み体験、夜は星空観察をし、参加者は「こんなに星があったのか」と感動していたそうです。田舎ではめずらしくないことですが、彼らにとってはとても貴重な体験なのです。

座談会では、農業が最近人気だということ、農業体験メニューの事例・体験者の声などを資料を用いてお話ししました。武蔵では、お茶摘み、しいたけ栽培・採取、野菜栽培などの農業体験メニューができています。

しかし、この地域でも多くの方が獣害に悩まされているように、野菜栽培をするなら獣害対策が必須です。

実際に農家民宿・農業体験を提供している神納川の岡田亥早夫さん(神納川農山村交流体験協議会)からは、村外の方との交流が刺激になり住民が活



12月6日(武蔵地区)農業体験座談会の様子

動的になってきた神納川の様子をお話していただきました。今度畑耕しに来るか?、「うちに苗があるよ」などの声をかけていただき、和気あいあいと座談会は終了しました。ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました。農家民宿セミナーに向けて、起業希望者を随時募集しています。協議会にご連絡ください。

お知らせ(各種セミナーの開催)

1月から3月にかけて、各種セミナーの開催を予定しています。

IT&PR(インターネットを使ったPR方法)

インターネットを活用して、お店や商品の魅力をもっとお客様に伝える。実際にパソコンを使いながら「基礎」から「実践」までを習得します。
ホスピタリティ(おもてなし)をお客様を幸せにしよう!

今求められているのは「量より質」。お客様の気持ちを考え、心をつかむ接客を目指します。顧客満足度アップは店舗力アップにつながります。

観光マーケティング(お客様が求めているものを提供するには)

顧客が求める商品・サービスを知り、作り上げ提供する。集客の仕組み作りを勉強します。

広告宣伝の手法(効果的な情報発信で販売促進)

見るだけではわからない商品の価値や魅力を言葉と視覚で伝える宣伝。効果的な宣伝の手法を学びます。

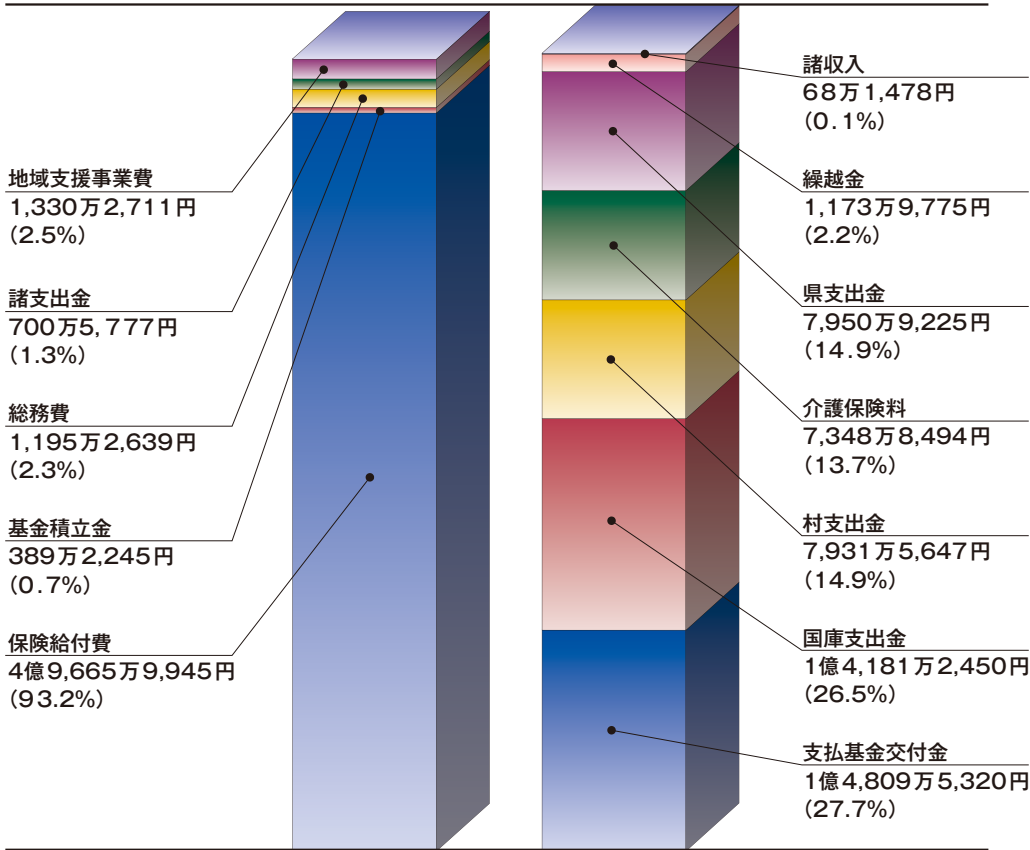
開催日時、場所の詳細はおつてチラシや村内放送などでお知らせします。

介護保険

歳出決算総額 5億3,281万円

歳入決算総額 5億3,465万円

平成21年度 介護保険会計決算報告



介護保険制度が始まって10年余りが経過し、着実に老後の安心を支えるシステムとして定着してきました。

しかし、村の高齢化率が41%(22年3月末現在)と徐々に高くなり、ひとり暮らしの高齢者や要介護認定を受けられる方も、年々増えています。

村の平成21年度介護保険特別会計の状況については、給付面では、特別養護老人ホームなどの施設利用者は月85人(22年2月現在)となり、昨年度同月に比べ1人の増加となりました。

また、訪問介護やデイサービスなどの在宅サービスの利用者は月200人(22年2月現在)となり、昨年度同月に比べ51人の増加となりましたが、介護保険繰越金収入の増加により、昨年度と同様に介護保険会計は黒字決算となりました。

そのため、本年度も奈良県の財政安定化基金からの貸付を受けることなく運営することができ、村の介護保険基金へ3809万2千円を積立てすることができました。

悩まないで相談を

「体が不自由になってきた」「家族の介護が大変になってきた」など、日常生活に不安を感じたら、住民課(☎0746(62)0901)へ相談しましょう。

要支援・要介護認定者の状況

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成19年3月31日現在	52	60	94	54	46	41	23	370
平成20年3月31日現在	65	69	63	62	54	40	27	380
平成21年3月31日現在	57	86	72	55	55	38	28	391
平成22年3月31日現在	53	92	87	73	55	37	35	432

お問い合わせ: 十津川村住民課 介護保険担当 ☎0746(62)0901

医療費の負担が高額になったときの

高額療養費の支給

70歳以上の人の場合

◆自己負担限度額(月額)

所得区分	負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	—
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
一般		12,000円	44,400円	
一定以上所得者	3割	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円

70歳未満の人の場合

◆自己負担限度額(月額)

所得区分	負担割合	3回目まで	4回目以降
住民税非課税世帯	6歳未満:2割 6~69歳:3割	35,400円	24,600円
一般		80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者		150,000円 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円

自己負担額の計算法

- ①月の1日から月末までの同じ月ごとに計算します。
- ②医療機関別、入院・外来別、医科・歯科別、診療科別に計算します。
※70歳以上の人は、医療機関、医科・歯科、診療科の区別なく計算します。
- ③差額ベッド料、入院時の食事代、保険診療の対象とならないものは除きます。

※個々の自己負担額が限度額を超えていなくても、同じ世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算することもできます。

また、70歳未満の人と70歳以上の人が同じ世帯の場合でも、合算することができますが、**後期高齢者医療で医療を受けている人との合算はできません。**

支給を受けるためには?

医療費の負担が高額になったとき、村(住民課)に申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

高額療養費の支給がある場合、本村の国保に加入されている方については、受診月の約2カ月後に住民課からお知らせしますので、領収証はなくさないように大切に保管しておいてください。

今月は、国保税第**8**期の納期です。納期限は、**1月31日**です。
忘れず納めましょう!

【お問い合わせ】

国保の税に関することは・・・

国保の医療に関することは・・・

財政課 ☎0746(62)0903

住民課 ☎0746(62)0900

ノロウイルスの感染予防について

ノロウイルスに感染しないために！

冬の初めから春にかけて、ノロウイルスが流行し、感染する機会が増えます。みなさん、ノロウイルスに感染しないようにしっかりと予防しましょう。

○症状

ノロウイルスに感染すると、1日から2日で発症します。症状のあらわれ方に個人差があり、激しい吐き気、おう吐、下痢が一日に何十回と続く人もいれば、風邪のような症状で治ってしまう人もいます。

○感染経路と原因

ノロウイルスへの感染は、主に手から口を介して感染する経口感染がほとんどです。主に糞便やおう吐物から人の手指などを経て口から入ります。特に飲食物を扱う人が十分な注意を払い、食べる人が食事の前につかり手洗いをする事で効果的に予防できます。

また、二枚貝(アサリやカキなど)の生食もしくは加熱不十分なものを食べることで、ノロウイルスによる食中毒になることもあります。

○汚染物の処理

ノロウイルスは、乾燥した糞便やおう吐物から飛散したウイルスを吸い込んだり、接触することで感染するため、感染者の糞便やおう吐物を処理する場合は、手袋やマスクを使用し、直接手で触れないように注意して、作業後は手をよく洗うように心がけましょう。汚染物は飛散しないよう袋に密閉して処分しましょう。

----- 予防方法 -----

対策① 手洗い

食べる人は食事前に、調理者は調理前に十分な手洗いをする事が大切です。そして、調理器具を衛生的に保つことが大切です。

ノロウイルスは逆性石けん(ミューズなど)、消毒用エタノールには抵抗性が強いですが、手洗いでウイルスを洗い落とすことが一番の感染予防になりますので、しっかり手洗いをしましょう。

また、家庭では手洗いタオルを個別に分けて家族全員が同じものを使わない、職場でもペーパータオルなどを利用して同じタオルを使用しないことも効果的です。



対策② 加熱殺菌

ノロウイルスは85度以上で1分間以上加熱することで感染性を失うため、食品は中心部まで十分に加熱することが重要です。



対策③ 消毒

ウイルスに汚染された場所を消毒する際は、次亜塩素酸ナトリウム(ハイターなど)による消毒が効果的です。感染者がいる場合、トイレ・ドアノブ・蛇口・手すりなどは汚染しやすい箇所であるため、汚れを落とした後に消毒しましょう。消毒対象が布などの耐熱性のものは、スチームアイロンで熱消毒する方法も有効です。

ノロウイルスは、症状がなくなった後も長くて1カ月はウイルスが排出される可能性があるため、注意しなければなりません。



【お問い合わせ】

住民課 保健衛生係

☎0476(62)06001

年金の請求を お忘れでは ありませんか？

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

1 年金の加入期間が 25 年未満の方へ

- 年金の加入期間が 25 年未満でも、カラ期間*と合わせて 25 年以上あれば年金が受け取れます。
※カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和 61 年 3 月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など
- 生まれた年などにより、25 年未満でも年金を受け取れる場合*があります。
※誕生日が昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれで、厚生年金の加入期間が 20 年以上の場合など

2 年金の受け取り開始を 66 歳以降に繰り下げている方へ

- 70 歳になっても、年金は自動的に支払われません。
- 年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

3 厚生年金の加入期間のある 65 歳以上の方へ

- 「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の 2 種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。
- 片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70 歳になるまでに年金の請求を行ってください。

4 厚生年金の加入期間のある方で、「65 歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

- 厚生年金の加入期間が 1 年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金*」については、65 歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。
※特別支給の老齢厚生年金：65 歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

5 60 歳以上で、会社にお勤めの方へ

- 現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
- 給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

ご相談は、お近くの「年金事務所」、「街角の年金相談センター」または、「ねんきんダイヤル」 **0570-05-1165**^(※) までお願いします。

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。



■お問い合わせ
大和高田年金事務所 ☎0745(22)3531
住民課保険年金係 ☎0746(62)0001

人のうごき

(敬称略)

おめでた

亀本絵玲菜(えれな) 女 12月21日
父:達士 母:喬子 (七色)

ご結婚

田中 秀憲(重里) 天野あずさ(田町市)

おくやみ

深瀬すが糸 92歳 12月 5日(重里)
中西のぶ子 93歳 12月 7日(東中)
森岡 義一 73歳 12月 8日(谷瀬)
和田 静光 84歳 12月11日(平谷)
玉置 和江 86歳 12月11日(折立)
假屋佐世乃 80歳 12月15日(上野地)
前 利晴 79歳 12月22日(大野)

善意銀行(敬称略)

和田 玉子

お誕生日 おめでとう!



こう
千葉 倅ちゃん(込之上)
(1月6日生まれ・満2歳)

お兄ちゃんに負けず
元気に育ってね。

父…陽一 母…典子



ゆうひ
垣野 結飛ちゃん(西中)
(1月4日生まれ・満1歳)

ごはんがだいすきな
ゆうくん。
もりもり食べて
おおきくなってるね!
父…忠義 母…江美



しゅんいち
米村 駿一ちゃん(小川)
(1月2日生まれ・満1歳)

笑顔の素敵な駿一くん
お兄ちゃん2人と仲良くネ!

父…義一 母…ゆみ



けんと
前田 健斗ちゃん(上野地)
(1月8日生まれ・満3歳)

4月から保育所
頑張ってる行こうね!

父…健一 母…亜吹香

1月10日は「110番の日」



警察では、110番通報の適切な利用を促進するため、昭和61年から毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報の適切な利用及び警察相談専用電話などの利用を呼びかけています。

110番通報の5つのポイント

~まず“落ち着いてください”~

- ①何があったのか。(交通事故・泥棒など)
- ②どこであったのか。(発生場所)
- ③いつ発生したのか。(今、5分くらい前)
- ④今どうなっているのか。
(犯人の特徴や逃走方向など)
- ⑤あなたの住所、氏名、電話番号。(携帯電話)

携帯電話から110番するときには ~まず“車を止めてから通報”~

- 一般道路では、市町村名や目標となる建物などを教えてください。
- 高速道路では、道路名、方向(大阪・三重方向)などを教えてください。
- 県境付近では、他府県警察の110番受付台にかかることがあります。
- 通報後は、しばらく電源を入れたままにしておいてください。(警察から携帯電話に連絡する場合があります。)
- GPS機能付きの携帯電話から110番されますと、通報場所が警察に通知されます。

事件事故などの通報は、
緊急通報ダイヤル**110番**

相談・心配ごとなどは、
警察相談ダイヤル**#9110**

五條警察署 十津川警察庁舎
☎0746(63)0110

村内の雇用情報の公開場所



役場1階の住民課窓口の横に求人情報を公開できる棚を設置し、どなたでも人材の募集広告チラシを置けるようにしています。チラシを置く場合は、その旨を役場総務課までお知らせください。

今月の表紙



新成人の晴れ姿

第15回十津川村ソフトバレーボール大会の結果

主催：十津川村バレーボール連盟

実施日：11月28日(日)

実施場所：体育文化センター(湯之原)

【小学生の部】6チーム参加

1位 ジュニア・ゴールデンガールズ

2位 ガンダム〜2世

3位 ラブうさぎ

【中学生の部】3チーム参加

1位 NYC 24

2位 西川ガールズ・ボーイズ

3位 MAX

【一般の部】2チーム参加

1位 役場若手チーム

2位 3分クッキング!!

【フリーの部】6チーム参加

1位 GIジョー

2位 やるきに!

3位 十津川高校



あとがき

▶あけましておめでとうございます。あつという間に1年が過ぎ、時間が経つのは早いものだと改めて実感しています。昨年を振り返ってみると、4月に初めての異動があり、7年間過ごした課を離れ、何もわからないまま村報とつかわを作り始めました。一から何かを作るという、自分には一番向いていない仕事だと思っていたので、これが昨年、自分の中で一番衝撃を受けたことでした。今年は、昨年よりもみなさんに喜んで見ていただけるような村報とつかわを作れるように少しずつですが、頑張りたいと思います。(H・C)

▶新年あけましておめでとうございます。本年も村報「とつかわ」をよろしくお願いいたします。さて、みなさん正月3日は、どのように過ごされましたか。私の場合1日2日は実家にあいさつ。3日は成人式の取材へ出かけました。成人式では、式の意味を理解し厳かな気持ちで参加している新成人の姿や式典後の新成人からかけられた「ありがとうございました」の言葉が印象的でした。感謝の気持ちを言葉で表すことができる新成人に感心させられました。文字からはなかなか思いが伝えられませんが、少しでも伝わる広報誌づくりを心がけたいと思います。(R・M)

●人口 4,118人(-6人)

男性 2,024人(-3人) / 女性 2,094人(-3人)

●世帯数 2,001世帯(-9世帯)

(平成23年1月1日現在)



the most beautiful
villages
in japan

住宅用火災警報器を設置しましょう。